日 調 連 発 第 7 2 号
平 成 2 6 年 6 月 3 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について（参考送付）

標記について、京都府宇治市長から、別添のとおり平成 26 年 6 月 1 日から宇治市で実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

２６宇市民第１１７号
平成２６年５月２８日

日本土地家屋調査士会連合会
会長　林　　千　年　　様

宇治市長　山　本　　正

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について

薫風の候　貴職におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、本市行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本市では、すべての市民が豊かで人間性あふれた社会の中で平和な生活を営むため個人の尊厳と人権が尊重される地域社会をつくることをめざし人権擁護推進の取組や人権意識の高揚に努めています。

しかし、戸籍謄本及び住民票の写し等が不正に取得され、個人の権利の侵害される事案が全国各地で相次いで発覚しています。

つきましては、本市では住民票の写し等の第三者へ交付した場合に、事前に登録した本人に対し、その交付事実を通知して不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的に、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を平成２６年６月１日より実施いたしますので、貴所属の会員様に当該制度の実施についてお知らせいただきますとともに、併せて職務上請求書の厳正なお取扱いについて今後ともご指導いただきますようお願いします。

なお、京都府の会長様宛には同様の文書を送付しております。

問い合わせ先
〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶３３番地
宇治市　市民環境部　市民課
電話　0774－22－3141（内線 2204）